

平成24年度 財政援助団体等（公の施設の指定管理者） 監査報告

1. 監査の対象 今回の監査は、平成23年度に公の施設の管理運営を指定管理者制度により行った施設の所管部課を対象として実施したものである。

(1) 公の施設の指定管理者監査

① 根室市温水プール（所管部課：教育委員会社会体育課）

2. 監査の期間 自 平成25年 2月27日

至 平成25年 3月 8日

3. 監査の場所 監 査 委 員 事 務 局

4. 監査執行者 根室市監査委員 宮 野 洋 志

根室市監査委員 五十嵐 寛

5. 監査項目

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者の指定手続の適否
- ② 利用料金制の採用の有無とその適否
- ③ 管理に関する協定等の締結の適否
- ④ 管理に関する経費の算定等の適否
- ⑤ 事業報告書の点検の適否

6. 監査の結果及び意見

所管部課から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、担当職員より所要の説明を受けるなど、個別監査基準における通査の方法をもって監査を実施した。

その結果、指定管理者（所管部課）における事務・事業の執行について、適正に処理されていると認められた。

今回対象とした指定管理者（所管部課）の監査の概要については、別紙のとおりである。

平成24年度 財政援助団体等（公の施設の指定管理者） 監査個別事項

1. 公の施設の指定管理者監査

①根室市温水プール（所管部課：教育委員会社会体育課）

- ・ 事業報告書について、提出書類が業務仕様書第40条及び第41条に規定する必要書類と異なる内容となっているので、一部適正を欠いている。
- ・ 当該施設の指定管理者による管理を規定している根室市体育施設条例において、温水プールの研修室における目的外使用に係る許可・不許可の権限を指定管理者に行わせる旨規定しているが、地方自治法に規定する目的外使用の許可権限は市長（温水プールの場合は、教育委員会）が行うべき権限であり、当該条例及び同条例施行規則の規定の一部が不適切であり、また、実際の運用においても地方自治法を逸脱するものとなっている。

監査委員は条例そのものの監査はできないと解されているが、地方自治法の趣旨の則った条例・規則等に改正するよう意見を述べる。